

事業計画書

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組みを具体的に記載してください。

当法人は、昭和27年より横浜市南区で宿泊提供施設の提供を始め、その地域に根ざした福祉サービスを展開してきました。施設のある地域の皆様と、防災訓練やバザーの開催等を、施設職員、利用者一体となって、その地域の発展に尽力してきました。

『住み慣れた街でいつまでも健康に安心して暮らしていただく』を施設の理念とします。この理念を実現するため南区地域福祉保健計画に基づき、担い手の育成、情報の発信、活動場所の提供、福祉保健サービスの充実、災害時要援護者支援の推進を行います。

地域ケアプラザは、福祉・保健サービスを総合的に提供する機能を有していますが、時代の変遷とともに地域のニーズに応じてその機能も多様化してきました。こうした背景には、急速に進む少子高齢化や人口減といった現状があり『誰もが地域の中で、安心して自立した暮らしを送れる環境をつくろう』という地域包括ケアシステムの推進が求められています。このシステムを推進するためには、高齢者だけではなく、子どもや障害がある人を含め、利用者の『生活の視点』を大切に、利用者に寄り添いQOLを向上できるような仕組みづくりが重要であると考えています。

永田地区は地域に長くお住まいの方々が多く、40年を超える集合住宅には高齢者世帯が増えてきています。核家族化が進んでいる状況からも高齢者世帯の見守りや地域の高齢者理解を促進する必要があります。具体的には、高齢者見守り活動の支援や認知症サポーター養成講座の普及、高齢者サロン、介護予防教室の開催などがあげられます。また、介護と医療の連携を実践するため、地域の介護事業者と医療関係者との交流を深め『顔の見える関係づくり』を促し、いつまでも安心して暮らしていける環境を整えます。子育て支援では、子どもの健やかな成長を見守り育むためにも、健康、福祉といった多面的な視点を持ち、地域の中で孤立することがなく『繋がり』がもてるような支援に努めます。障害者支援では、地域とともに障害のある人への理解を深め、共生社会の実現に向けた取組みを行います。地域作業所の活動支援やケアプラザにおける余暇支援活動、そして、自治会町内会や地区社会福祉協議会などが開催する障害者理解講座の支援を行っていきます。

こうした様々な分野の視点を持ち地域課題の解決にむけ、当法人が約60年にわたり培ってきた確かな技術と知識、豊かな人材に加え、法人ネットワークの強みを活かし『身近な福祉・保健の拠点機能』を最大限に発揮していきます。またその機能を一人でも多くの住民や地域団体等に活用していただき、互いの信頼関係にもとづいた連携により、地域包括ケアシステムの推進を図り、高齢者、子ども、障害者支援等、分野の垣根を越え『誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる』地域社会の実現に向け、柔軟に事業を展開し地域ケアプラザとしての役割を果たしていきます。

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組みについて

地域住民や関係者と連携・協働して地域の魅力と課題を把握し、地域ケアプラザとして課題解決に向けた活動を行っていくために関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

南区は75歳以上の人口割合が横浜市内でも比較的高い地域であり、南永田山王台地区、永田みなみ台地区、北永田地区ともに高齢者の多い地域になります。それぞれの地区のほとんどが住宅地であり、長く定住されている方が多く、住民同士の繋がり強い地域性があります。また、地域の歴史や技能を地域全体で様々な機会を通して受け継いでいる風土もあります。その一方、核家族化が進み、独り暮らし高齢者が増えてきています。各地区ともに担い手不足が深刻化し、新たな担い手の確保が急務となっています。また、外国人居住者も増えてきており、生活環境が変化してきています。

[南永田山王台地区]

各団体の活動が活発に行われている地域になります。民生委員児童委員と友愛活動員による定期的な会合があり、見守り活動が継続して展開されています。高齢者サロンを展開するにあたり、南永田地域と山王台地域の環境による（山坂）問題で統一したサロンが運営できない状況にあるものの町内会単位で必要に応じて小規模の高齢者サロンを展開しています。

[永田みなみ台地区]

南永田団地は40年が経過し、居住者の高齢化や独り暮らしとなるケースが増えてきています。高齢化率は30%を超える地域であるため高齢者支援が必要であり、見守り隊や高齢者サポート委員会などの住民組織が運営されています。また、地域の活性化のための検討委員会も発足し、高齢者の居場所を行政の助成を受けて設立しました。従前より団地には分譲（一街区）と賃貸（二街区、三街区）があり、情報の取得や支援の方法を変える必要があります。

[北永田地区]

永田地域ケアプラザから離れている地域にあり、3地区の中で人口が最も多く高齢者も多いが若い世代も多いため他の地区に比べ高齢化率は低くなっています。地域活動が活発な地域で、集いの場を民間企業と協力して設置するなど地域の問題に目を向けた活動を展開しています。

それぞれの地区の福祉保健団体と連携し、情報共有や地域のニーズを把握し、事業を共催するなどネットワークづくりに取り組みます。南区役所や南区社会福祉協議会との定例会議や民生委員児童委員協議会、自治会町内会を通じて情報を共有していきます。

地域向けのイベントでは、福祉保健活動関係団体と連携して開催し、『顔の見える関係づくり』を構築していきます。各団体の活動や情報の共有を図り、地域課題解決の一助となるようなネットワーク作りを目指します。イベントの運営は地域を主体とした実行委員会を設置して行うことで、地域と繋がりのある関係づくりを推進します。

(3) 担当地区における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加えて他の地域ケアプラザとの

連携について、具体的に記載してください。

地域連携では、地区社会福祉協議会や自治会町内会、民生委員児童委員協議会等の会合のほか、地域行事等へ参加しながら地域活動への協力を通して、様々な団体との連携に取り組んでいきます。南区地域子育て支援拠点や南区障害者支援拠点、スポーツセンター、地区センター、教育機関などと、各施設でのイベント、地域で開催されるお祭りや防災拠点訓練等において連携していきます。

令和元年度は南区地域子育て支援拠点と連携することにより、子育てに関する連続講座を開催し、多くの参加者がケアプラザへ来所されました。また、永田支えあい祭りではケアプラザを利用する団体や福祉保健活動団体に出店してもらい各団体の活動を知ってもらうことで活動の幅を広げてもらうことや繋がりを作る機会としていきます。また、教育機関や地区センター、自治会町内会、地域企業向けに認知症キャラバンメイトと協力して認知症サポーター養成講座を継続して実施していきます。

また、南区内地域ケアプラザとは、月毎に各専門職の合同職種会議をはじめ、新任介護支援専門員研修の企画・運営、ケアマネジャー勉強会の開催など、様々な取り組みを連携して実施していきます。こうした取り組みを継続、発展させ、地域、南区役所、南区社会福祉協議会等の関係機関及び団体との連携を一層図っていきます。

2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、業務実績等について、記載してください。

社会福祉法人 横浜社会福祉協会は、「福祉の追求」という考えのもと以下の4つの経営理念を掲げ、法人内14施設をすべて順調に経営しております。

1. ご利用者幸福の追求

・私たちはご利用者を尊重し、生命、自由、プライバシー、個々人の人格権を守ります。そしてQOLの向上に根差した、真の満足を追求します。

2. 地域貢献の追求

・地域に開き、地域に赴き、地域の声を聴く。私たちは常に地域に寄り添い、真の地域貢献を追求します。

3. 職員幸福、職務環境の追求

・法人は職員を支え、学び努力する姿勢を応援し、職員の自己実現が可能な職務環境を追求します。

4. 今を、未来を支える福祉の追求

・私たちは常に自分たちのあり方を見直し、地域が求める福祉に対応できる組織であるため、改善を続けます。そして、より良い福祉の実現を目指し、挑戦を続けます。

法人経営理念でもある上記4点を、常に掲示し会議などで周知を行い、職員に意識付けが出来るよう努めます。また、利用者及び地域の皆様の生活の質を高めるために、職員の資質向上に努め、利用者本位のサービス提供に取り組めます。住み慣れた地域で、自己決定が尊重され、健康で安心して生活できるように福祉保健サービスを提供いたします。

事業実績

当法人は横浜市南区中村町において、戦後混乱期の生活困窮者に対して暮らす場所と食事の提供のみならず、必要に応じた医療を提供した団体を起源とする社会福祉法人であり、一貫して広く困窮者の支援に努めてきました。介護保険の始まりに際してはその意義をとらえ、地域に支えられた法人として地域福祉への貢献を目指して積極的に活動した結果、現在横浜市内では救護施設1施設、特別養護老人ホーム5施設、地域ケアプラザ3施設、居宅介護支援事業所1施設、障害者就労支援型施設1施設を運営しています。各施設の運営においては、地域に支えられる法人として地域に資することを念頭に置き、先駆的事例を含めて貢献に努めています。近年の主な取り組みとしては、不老町地域ケアプラザを拠点とする寿地区において、平成25年度委託事業として寿地区住民への高齢者支援調査事業を実施しました。その結果、当法人の活動は評価をいただき、平成26年度からは調査結果を踏まえた事業（寿地区高齢者個別支援推進事業）へと形を変えていくことができました。この事業は平成30年度までの5年間にわたり受託し、成果を示すことで寿町総合労働福祉会館再整備基本計画において健康コーディネート室機能が正式整備されたことに協力することができました。また、令和2年4月より横浜市中福祉授産所が民間へ移管することを受け、当法人が受託し『中ワークトレーニングハウス』として運営していきます。

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

1. 当法人は特定社会福祉法人の会計監査人設置が義務化されたことにより、会計監査を実施しております。予算の執行状況は、会計監査および監事監査においても指摘事項が無いことから適正に執行しております。

2. 法人税については、当法人は法人税法第4条1項及び地方税法第296条第1項及び第2項に規定する収益事業等を平成28年度、29年度、30年度において実施していません。消費税及び地方消費税については、毎年申告し、未納はありません。

3. 財務状況

①自己資本率

平成30年度の資産総額は120億5,438万円、純資産額は97億2,057万円となり、財務の安定性・健全性をみる自己資本率は、28年度、29年度共に80.3%で、十分な自己資本があります。

②流動比率

短期の負債に対する支払能力は、平成30年度691.6%あり、一般的には150%を超えることが望ましいなか、それをはるかに上回る流動資産を保持しています。

③負債比率

平成28年度特別養護老人ホーム梅の木ホーム開所、平成30年度障害者支援施設霧ヶ峰療護園移転に伴い、平成30年度の負債総額は15億4,377万円、総資産額は120億5,438万円となり、総資産に対する負債の割合は、28年度、29年度共に19.7%で、返済は確実に行われています。

④事業活動当期収支差額率

当法人は救護施設・介護老人福祉施設・ケアプラザ・障害者支援施設・就労支援型施設を経営しており、法人全体で平成30年度は1.7%、7,293万円を計上することができました。

支出の中でも大きな比率を占める人件費については、職員それぞれの職責を果たし役割に応じた昇給を徹底することで、事業の生産性の向上と職員の積極的な育成に努めていきたいと考えています。

3 職員配置及び育成

(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

現所長（所長予定者）は、平成11年に当法人に入職し、身体障害者療護施設の指導員、特別養護老人ホームの生活相談員を経て、新山下地域ケアプラザの所長となり、平成25年より横浜市永田地域ケアプラザの所長を務めています。様々な施設や地域での経験をもとに、永田地域で貢献できるように努めていきます。

また、地域ケアプラザを運営する上での職員は、法人内で多くの有資格者を育て、資格取得にも支援を行うことで適切に配置し運営していきます。地域の状況を鑑み、適切な人員配置を行い、職員と地域の皆様が対話しより良いケアプラザ運営が進めていけるように尽力していきます。

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

当法人では平成28年度より、法人独自の人事評価制度の運用を始めています。この制度では組織と個人の目標の連動により、個人の成長が組織の成長に繋がることを伝え、それぞれの自己実現への思いを向上させることを目的とし、年間の努力を昇給に連動させています。制度では被評価者は評価者と共に年度の初めに目標を設定し、半期の面談を踏まえて、期末に自己評価を踏まえた評価がされる事をルール化しています。自己の分析と目標の設定を評価者が寄り添いながら行う事で、それぞれの思いを踏まえた成長の実現を目指しています。また、この制度における評価者は、外部の専門講師による新任評価者研修、評価者1年目研修、以後毎年の評価者資格の更新研修の受講が必要であり、評価にあたって大切な傾聴、コーチング等の技術の研鑽と心構えの向上に努めています。

さらに仕事の開始にあたってはOJT（職場内訓練）が大切となります。新人についてはチューター（先輩指導者）となる職員を明確にすることで、常に質問をしやすい環境を整えていきます。また、施設は運営の中で様々な課題と直面するため、その課題の状況により適時、施設内研修を開催します。開催にあたっては外部講師を招くとともに、法人他施設の専門職による研修も計画します。この施設内研修は法人の他施設でも随時開催されるため、テーマによっては開催施設に職員を派遣していきます。

また、新人職員には年齢、職種及び所属施設、来歴を問わず年2回の合同研修を行っていきます。テーマは法人の歴史と理念の理解、社会保険労務士による就業規則を含む規則類の基礎的理解、専

門講師による接遇マナーなど多岐に渡り、福祉の継続性についての理解の上に働くという事の基礎的理解を深める事を目的としています。入職のタイミングと、就業半年を目安に研修を開催することで、当初の動機付けと期中のフォローを行っていきます。

また、地域ケアプラザの機能を発揮するためには、地域の現状や特性から地域診断を適切に行い、地域のニーズをしっかりと受け止め、どのような支援をしていくことが必要なかを判断し、長期的な視点で考え実行していく力が必要であると考えられます。そのような視点には、各職種の専門分野での知識習得に加えて様々な視点を持って物事を捉え、それを日頃から地域の皆様と対話しながら確認出来る人間性と、出てきた課題に取り組める実行力のある職員育成に取り組みます。

4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組みについて

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な維持保全（施設・設備の点検等）計画及び積極的な修繕計画について、具体的に記載してください。

指定管理者として、公の施設を適切に管理し地域ケアプラザが安全に安心して利用できる施設として、地域住民の財産となるように努めていきます。設備等の故障により、利用者に不便をかけることのないよう日常点検や定期的な専門業者による保守管理により維持管理を適切に行います。設備管理における委託業務者を選出するにあたっては、設備管理についての質の確保と、経費削減を同時に行います。また、経年劣化を考慮し、区と連携を図りながら適切に対応します。

また、日頃より職員による館内美化に努め、利用者の皆様が不快感なく快適に施設を利用できるように心掛けていきます。

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制に関する意識の高さ・対応の適切性、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。※急病時の対応など。

事件事故防止への取り組みとして、危機管理（安全管理）マニュアルを整備し、研修機会を年1回以上設けることで職員への周知と有事の対応に努めます。マニュアルに併せてヒヤリハットや事故を生きた教材として活用することで、職員への安全教育の充実を図ります。こうした研修等を実施することで、職員が事故等の発生を未然に防ぎ事故が発生しても、職員一人一人が状況に応じた的確な判断力や機敏な行動ができるよう取り組みます。

事件事故が発生した際は、マニュアルに基づき、利用者等の生命と健康を最優先に迅速かつ適切な対応を行い、事故の状況を正確に把握するとともに、必要に応じて施設内に設置する AED（自動体外式除細動器）等を活用し応急処置を行います。また、症状の見落としや判断ミスがないよう、利用者の状態については、複数人の職員で確認します。受診が必要と判断した場合は、利用者または家族へ十分な説明のもと意向を確認し迅速に対応します。

防犯対策では、職員による昼間帯の巡回を適宜行うと同時に、夜間機械警備による管理システムを活用し防犯に備えた対応を実施します。

(3) 災害に対する取組みについて

ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難場所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や特別避難場所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

災害時には南区役所との協定にもとづき、自宅や地域防災拠点等での避難生活が困難な要援護者のための二次的避難所としての機能を果たすため、福祉避難所を開設します。避難所の運営にむけた事前の備えとして、避難訓練・消火訓練、土砂災害を想定した避難訓練を年2回以上実施するほか、各地区地域防災拠点での訓練への参加をはじめ、南区の情報伝達訓練や、横浜市社会福祉協議会高齢福祉部会の災害対策プロジェクトにおける施設間や他都市施設との相互支援を想定した情報受伝達訓練に積極的に参加し、横浜市で大規模な災害が発生した場合でも、職員・施設利用者が安全に避難できる体制づくりに取り組みます。

また近年では、台風、大雨などの異常気象、自然災害など、リスクは多岐にわたり、このような緊急時においても重要な業務が中断しないこと、中断しても短い期間で再開することが望まれています。こうした災害リスクに対し、クラウド型の緊急連絡網・安否確認システムを法人で導入し有事に備えています。このようなシステムツールを活用することで、職員の安全確認を速やかに行うと同時に、安全が確認できた職員から避難所の開設に向けた参集を実施し、災害対策本部との速やかな連携に取り組みます。

イ 災害に備えるための取組みについて

震災や風水害等といった災害に備えるための取組みについて、具体的に記載してください。

昨今、台風による記録的な強風により横浜をはじめ各地区で甚大な被害が発生しました。このようなあらゆる災害に対する法人の備えとして、施設毎に作成した既存の災害時対応マニュアルに加え、平成30年4月より防災の専門家によるコンサルティングを受けることで防災の行動計画を法人内全施設で見直しております。また、定期的な職員研修を実施することにより、実践的、実用的な災害対策を講じていきます。あわせて施設の実情に応じて、風水害避難確保計画を策定し、大規模な災害が発生した場合に備えていきます。また、施設毎に県や市町村が作成している『防災マップ』等を活用し、施設が立地している地盤や地形などの情報を基に、想定される災害を予測していくことで有事に役立てていきます。その他、高齢者をはじめ、障害者や子どもなどが安全に避難するには、周辺の地域住民の協力や理解が不可欠となります。日頃から積極的に地域の行事や拠点の防災訓練への参加など住民との交流に努めていき、地域住民とのコミュニケーションを図ることで災害時にお互いが協力できる体制づくりに努めていきます。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

公の施設として、様々な相談に対し公正中な立場で対応していきます。介護保険サービス事業者等の選択に係わる相談を受けた場合は、相談者の意向に反して職員が特定の事業所を決めてしまうといったことがないように、相談者の意志を尊重します。また情報紙等を活用し事業所の一覧を提示していくことで、複数の選択肢があることを相談者が知る機会を設けていきます。さらに介護保険サービス種別毎に選択率をカウントすることにより、偏った事業所への選択が発生しないように日頃から職員の対応状況の把握や指導に努めていきます。

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

地域の身近な拠点としての利点を生かし笑顔と挨拶を基本に、利用者との信頼関係の構築し利用者ニーズの把握に努めます。具体的には、包括支援センターによる施設や訪問による相談業務を中心として丁寧な面接を行いニーズや要望を把握するほか、地域活動交流コーディネーターや生活支援コーディネーターによる地域との繋がりからも情報の収集に努めます。また地域ケア会議などによる多職種と連携したニーズ発掘と共通理解の推進、地域の会合や催しへの参加と協力による社会資源の情報収集などを通し、利用者ニーズのより詳細な把握と改善に取り組みます。要望・苦情相談への対応では、館内にご意見箱を設置することや法人ホームページでの専用フォーム設置のほか、部門ごとに利用者アンケートを年1回以上実施し、多様なニーズへの改善、対応を行います。明らかとなった結果は、館内の掲示板やホームページ上で公表します。

(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

個人情報保護では法人内の規定及び横浜市の条例に則り、年1回の研修を行うことにより職員の意識啓発を図り、個人情報の適切な取扱いへの誓約を全職員で行います。研修や法人による「個人情報保護に対する基本方針」を踏まえ、施設毎に独自の個人情報保護マニュアルを整備し、施設の実情に即した、個人情報漏洩事故防止に向けた取り組みを行っていきます。また、法人内外を問わず、他施設で起きた個人情報漏洩事故は職員に周知し、同様の事故を起こさないように自施設を想定した取り組みを行います。

情報公開へは施設内受付とホームページ上で積極的に開示していきます。具体的には、事業計画・報告、収支状況、利用者アンケートの結果、苦情対応結果、第三者評価結果などを誰もが閲覧できるようにし、意見箱、ホームページ上のフォームにより質問、意見、要望が多様な方法で受けられるようにします。

南区は利便性の良さから多くの外国人も暮らしています。共生社会実現に向けた多文化への理解、認知症や疾患、障がいについての理解についても誰もが共に生活できる地域となっていけるように、全職員が人権問題を正しく理解し、関係機関と連携して啓発に向けて取り組みに努めていきます。人権に係る研修を職員会議等で実施し、職員への意識の向上に努めます。

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

ヨコハマ3R夢(スリム)プラン、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

ヨコハマ3R夢(スリム)プランを念頭に置いた環境への配慮では、ごみの削減、節水、空調管理など職員内での声掛けや掲示を実施すると共に、施設利用者向けの館内掲示や説明を行い、理解を求めた上で協力いただける取り組みを実施します。具体的には、ごみの分別を実施し、リサイクルでは使用済みとなった紙も再生資源として考え、裏紙の再利用を実施し、資源の再活用に繋がります。照明や空調機器の節電、温度管理を適正に行い、適切な運用とメンテナンスを実施することで、省エネルギー対策を講じ、温室効果ガスの排出削減に努めます。あわせて職員に対し、環境問題への意識の向上を図り、職員が率先してクールビズ・ウォームビズなど、様々な工夫を凝らした取り組みを実施します。外出時には、環境への負荷の少ない移動手段として積極的に自転車を活用していくなど、環境に配慮した取り組みを一層充実していきます。

施設内必要物品については、地域にある商店の振興が、住民の生活向上において果たす役割の重要性を理解し、可能な限り区域内企業での発注に努め、ケアプラザと企業との振興を図るとともに、地域の活性化と健全な発展に協力して行きます。

男女共同参画推進の『誰もが安心と成長を実感できる日本一女性が働きやすい、働きがいのある都市』という考え方のもと、働きやすい環境づくりと多様な働き方を促進します。育児休暇や介護休業、または短時間勤務の導入など法人全体で取り組んでいきます。また、育児や介護などの都合で退職した職員に対して、復職制度を設け職歴を考慮した再雇用を行います。

5 事業

(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

永田地域ケアプラザの基本情報を記載したホームページや日々の出来事を記録したブログを活用し、いつでも最新の情報を公開できるように更新していきます。また、会場(貸館)の空き情報を載せるなどして、会場の利用率向上を図ると共に、利用しやすい体制づくりに努めます。

年4回情報誌の発行を継続して行い、ケアプラザの案内や自主事業のお知らせ、ボランティア情報などを掲載し、各町内会・各関係機関へ配布しています。

ブログには、地域のイベントやお祭りの情報も掲載し、開催場所や時間などの細かな情報を掲載することで多くのアクセスがあり好評を得ています。

イ 総合相談について(高齢者・子ども・障害者分野等の情報提供)

高齢者・子ども・障害者等の分野に関する情報提供の取組についての考え方、提供手法について記載してください。

地域の誰もがいつまでも健康で安心して暮らせることを目的に、地域の身近な相談機能について館内での相談窓口をはじめ、地域サロンや給食会、地域のさまざまな会議の場、自主企画事業など、あらゆる機会を捉えて情報提供を行うほか、広報紙やブログ、ホームページ等、様々なツールを活用した情報発信を積極的に行います。

これらの相談機能を広報周知するため、アウトリーチによる相談窓口の開設をはじめ、連合町内会、地区社協など、既存の組織が開催する各種会合や行事へ参加し、様々な困りごとを受けとめ、必要な情報提供を行うことで、相談機能を生かした地域ニーズの把握に努めます。

こういった取り組みを積み重ね地域の特性を把握していくことで、より多くの個別相談や地域課題の発掘に努め、結果として相談者に不利益が生じないよう適切な支援に繋がるよう取り組みます。

ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

各専門職がお互いの専門性を理解し、実践的な知識や手法を駆使することで、それぞれの立ち位置を意識しながら関わり、各々で把握した地域情報を所内会議等において共有したうえで、地域の課題解決に協働で取り組みます。これらを実践、検討するために職員全体会議、5職種会議を設け、地域の状況や各取組みの進捗、支援の方向性を記録し共有して行きます。

関連機関、特に南区役所・南区社会福祉協議会とは地区別支援チームによる定例会議や打ち合わせなどにより常に情報交換をおこない、共通の認識にたつてそれぞれの役割分担を協議するなど、地域の実態を把握しながら事業を行っていきます。

また、施設協力医をはじめとする地域の福祉・保健・医療機関との情報交換や、地域ケア会議などにおける多職種協働による個別事例の検討を積み重ね、複雑、多様化している地域課題への取組みの一層の充実を図り、あわせて各地区の特性を反映させた事業展開を検討して行きます。さらに、講座開催などは地域の担い手や関係機関の専門性を十分活かし、ケアプラザ独自だけの展開ではなく、南区役所、南区社会福祉協議会、区内地域ケアプラザ等と協働で講座などを実施し、より効果的な取り組みを行います。

エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

地域の関連団体や機関が開催する会合や行事へ積極的に参加し『顔の見える関係づくり』を構築しつつ情報や課題を共有することで、お互いに活動の目的を理解し合いながら参加者及び担い手の状況把握に努めます。それにより各単位町内会レベルでの課題などを抽出し、地域診断を適切に行った上で、必要な地域資源や人材のネットワークの構築など、地区にとらわれることのないネットワークの一層強化にアプローチして行きます。

また、ケアプラザ全体で取り組む地域ケア会議や協議体の場面を通して、地域の保健・医療・福

社等に関わる機関や組織など様々な社会資源が有機的に連動できる新たなネットワークづくりに向け取り組みます。あわせて施設貸出機能を活かし、ケアプラザの「場」を活用したネットワーク構築に向け取り組みます。

オ 区行政との協働について

区政運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

南区が掲げる基本理念『区民の情（こころ）が生きるまち 南区』や各種区事業を踏まえたうえで、地域の身近な相談窓口として、ケアプラザの機能を活かした取り組みを行います。具体的には、南区地域保健福祉計画の推進をはじめ、横浜型地域包括ケアシステムの構築、元気な地域づくり推進事業の発足・運営支援など、あらゆる事業において連携していきます。日々の業務で各地区から聞こえてくる住民や地域団体の声などに耳を傾け、各地区の課題把握を行うとともに、区行政へ積極的に情報提供していきます。また、区行政が開催する連絡会等の会議や行事への参加を呼びかける等、施策への周知啓発をおこない住民や関係機関等と連携に取り組みます。

地域の福祉保健活動を推進するため、南区役所、南区社会福祉協議会との支援チームに参加し、情報を共有したうえで、課題と向き合い活動の幅を広げるように、顔のみえる関係づくりを構築していきます。

キ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

地域の方が安心してその人らしい生活を継続させるために地域福祉保健計画・地区別計画を南区役所、南区社会福祉協議会と協働して推進していきます。地区別支援チームの会合には包括支援センター、地域活動交流コーディネーター、生活支援コーディネーターが課題に応じて参加し、情報の共有を行います。地域の課題については、地区懇談会や地区社会福祉協議会の会合などに積極的に参加し地域の声を聴き、永田地区の特性などを踏まえて情報を共有していきます。

地域ケア会議や協議体においても共有した情報をもとに、地域での問題点を明らかにして必要な地域ニーズを関係機関や地域と共有して、地域で課題を解決出来る体制づくりを進めていきます。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア 自主企画事業について

高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

高齢者を対象としたミニデイサービス『なごみ』を運営しているボランティアグループ『なごみ』を支援し介護予防を推進します。また、介護予防に係る講座を開催し、参加者の意欲を高め自主活動ができる状態まで支援を行っています。

未就園児の親子を対象とした子育てサロン『たんぽぽ』を定期で開催します。年間を通して、南区子育て支援拠点『はぐはぐの樹』や永田保育園との共催事業を展開し、子育て支援に取り組みます。また、地域で立ち上がった子育てサロン（ぽてと、つくしんぼ、まんま）の後方支援をしています。子育て支援の一環として、連続講座「永田ではぐくむワクワク教室」を開催し、保護者の繋がりを作り、担い手の育成する取り組みを行います。

知的に障がいを持つ中高生の居場所づくり『スマイル』がニーズの変化により役割を終え、『スマイル』のOBを対象とした活動へと進化して地域の団体とコラボし、毎年夏場に流しソーメンを食べる会を実施しています。障害を持つ子供たちと地域の方たちとの交流を通して、自立支援を促します。

ケアプラザと関わりの薄い地域住民を対象とした趣味講座『お楽しみ講座』を年5回開催し、ケアプラザの周知と地域の担い手の発掘等を行います。また、ニーズの高い講座は繰り返し開催し、自主化を支援していきます。

イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉・保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進をはかるための具体的な取組を記載してください。

地域で活動している福祉保健活動団体に対して積極的にケアプラザの利用をPRし、安定して活動できるよう支援を行います。貸館の利用状況は、窓口で確認できるほかホームページ上でも公開し利用しやすい環境を整えています。また、夜間の貸館の利用率が低いため、社会人の参加が見込めるような講座を開催しケアプラザの周知を行います。

ケアプラザに訪れる機会のない地域住民を対象とした『お楽しみ講座』を年5回開催していきます。開催後は、自主グループ化を目指しボランティア活動を行う福祉保健活動団体へと発展できるよう支援していきます。

永田支えあい祭りでは貸館利用団体にも参加していただき、互いの活動を知る機会を設け、新たな活動のきっかけ作りとしています。

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

南区社会福祉協議会ボランティアセンターと連携を図りながら、高齢者支援、障害児者支援の中で、制度では対応できない支援に対応出来るボランティアの育成と同時に、地域の中で負担のない見守り活動や、個別支援を支える地域ボランティア育成を行っています。

具体的には、ケアプラザで行う事業を継続して行うため、広報誌にボランティア募集の項目を載せ、新たな人材の発掘を行います。また、『ちょこっとボランティア』は地域のニーズに応えられる

ようボランティア募集を継続して行い、登録人数を増やしていきます。登録後のボランティアには、定期的な会合の開催をして継続した活動を支援します。ボランティア交流会を年2回開催し、日頃のボランティア活動に対しての労いと意見交換を行い今後の活動を支援していきます

よこはまシニアボランティアポイント事業を活用し、高齢者のボランティア活動を支援するため、継続的に登録研修会を行います。

エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

地域で開催されている高齢者や子育てのサロン、給食会、行事、民生委員児童委員協議会などに積極的に参加し、福祉保健活動に関する情報収集を行い地域課題の解決や活動の支援などを行います。

広報誌などを定期的に配布し、情報が地域に十分届くように努めます。また、ホームページやブログにケアプラザの事業の情報や地域の活動などを掲載し、幅広く情報発信します。また、館内の掲示板を有効活用し、閲覧資料や館内掲示の充実を図ることで、情報収集・情報提供の場としての機能強化に努めていきます。

(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

地域に積極的に出向き、地域の集いの場等の生活支援情報の収集を継続し、その情報を可視化することで、より多くの方に情報を役立てて頂けるよう努めます。具体的にはマップ作成、サービスリストによる情報整理を行い、閲覧等により地域の方が情報を得ることができるように努めます。また所内では地域活動・サービスデータベースシステム『Ayamu』の活用により個別支援へも繋がられるようにします。これまで集積した地域情報については情報更新を行い、情報収集においては引き続き所内他職種との連携により個別支援から明らかになる新たなニーズや既存の資源把握に努めます。アンケートやヒアリング調査を実施し、高齢者の生活上のニーズに対し地域の生の声を聴くことで、地域の実態把握に努めていきます。

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

地域の高齢者が抱えるニーズは多様であり、団塊の世代が75歳以上を迎える2025年に向け、活動・サービスの充実がさらに求められています。地域に点在する様々な活動やサービス情報を得ていくため、地域団体や関係機関で共有する情報をもとに地域の会合や行事など多様な主体が活動

する場において関係性を構築し、互いの意向や強みを捉えながら活動・サービス及び社会資源の把握・分析に取り組みます。

地域課題によって民間企業やNPO法人等に積極的に赴き、情報収集を行います。そこで得た情報をマップや情報ファイル作成により可視化を行い、地域ケア会議や協議体、地域の会合等で情報共有し、地域住民や地域福祉関係者への提供に努めていきます。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組み（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、その実現に向けた協議の場（協議体）を設置・運営する方法について、具体的に記載してください。

住民が目指す地域の実現には、様々な団体や人が繋がり、地域が目指す方向性を共有することが必要です。コーディネーターを含めた専門職が地域で開催する定例会等の場に参加させていただきながら住民と話し合える機会をつくり、各地区の具体的な課題の共有や解決を目指し働きかけを行います。また開催にあたっては、ケアプラザの場や地域の会館等、住民や団体が参加しやすい場づくりに努めます。

エ 地域の活動・サービスの創出、継続、発展に向けた支援について

地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組について、具体的に記載してください。

各地区では高齢者を含めた様々な住民参加型の活動、サービスが継続して行われていますが、地域のなかで暮らす高齢者の生活を支えるためには、介護保険制度のような公的サービス含め支援の充実がさらに求められています。こうした高齢者を取り巻くニーズに対し、地域の住民や組織が主体となって声を上げ、地域全体で見守り・助け合える活動が創出されています。このような地域活動を継続・発展していくため、地域に身近なケアプラザの拠点機能を有効に活用し、必要に応じて地域ケアプラザが活動の相談窓口となり、相談者と活動団体の調整を行うなど、活動の継続、発展に向け柔軟に対応してきます。また、地域活動周知のため、活動チラシの掲示や広報誌に活動内容を掲載し、活動の周知・啓発を行うことで、地域活動の継続・発展に向け協力していきます。

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

ワンストップサービスの拠点としての役割を果たすため、福祉、保健に関わる様々な分野の情報収集に努めるとともに、各関係機関と連携していきます。一般高齢者、要支援者、要介護者、家族、ケアマネジャーなど異なる対象者に対して、3職種（主任ケアマネジャー、看護師等、社会福祉士）それぞれの専門性を活かした支援を展開していきます。相談に対しては訪問を原則として迅速に対

応し、的確に状況を把握したうえで必要に応じたサービスの提案や関係機関に繋いでいきます。また、相談内容の緊急性（虐待など）に応じて区役所と連携しながら支援計画を立てたうえで危機介入を行います。

南区役所、関係機関、民生委員児童委員、地域住民等からの情報収集や地域の会合へ積極的に参加することで地域の高齢者の実態を把握していきます。また、ケアプラザまで来られない地域住民を対象に地域の町内会館を中心にした『出張相談会』を各地区で開催していきます。

イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

高齢者人口の増加に伴い、公的資源だけではなく地域の見守りのネットワークの重要性が高くなっています。とりわけ認知症に対する住民の関心は高く、認知症初期支援チームなどの専門家との連携をはじめ、住民や企業向けに地域の町内会館等の『場』を活用した、認知症サポーター養成講座を企画開催し、企業を巻き込んだ支援の輪をひろげ、認知症の普及啓発に取り組みます。

具体的には『認知症サポーター養成講座』を認知症キャラバンメイト、南区役所や南区社会福祉協議会とともに開催し、地域住民や福祉関係者に対し、認知症についての正しい知識や認知症高齢者への対応についての普及活動を行います。また、近隣の小学校や中学校に対して、その年代に応じた認知症教育を実践し、地域で認知症の方や家族を支える環境を整えます。

ウ 権利擁護業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

地域住民や福祉関係者を対象として、成年後見制度や相続・遺言、消費者被害などに関する勉強会や相談会を開催し、制度や法律の普及啓発に努めます。

認知症などにより契約行為や金銭管理が困難な利用者に対して、南区役所や南区社会福祉協議会と連携し、必要に応じて成年後見制度や日常生活自立支援事業の紹介を行います。また、成年後見制度の利用を望まれる場合や、制度の利用が必要であると判断した場合は必要に応じた申立ての支援を行います。

高齢者虐待が発見された場合には、直ちに南区役所に報告を行うとともに、関係機関と連携をとり、チームで被虐待高齢者や養護者を支援します。地域住民等に対し高齢者虐待に関する普及啓発や『介護者のつどい』を開催することで、虐待を未然に防ぎ、虐待が起きた場合にも早期発見が出来る仕組み作りに努めます。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメン

ト支援業務等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務では、永田地区を担当しているケアマネジャーに対して、定期的な勉強会を開催します。ケアプラザの協力医と協働して、専門的知識の向上やケアマネジメント力の向上を図ります。インフォーマルサービスについて、その活動内容や特徴、連絡先などの一覧を作成し、いつでもだれでも利用できるように情報を整理しておきます。地域のインフォーマルサービスに対してケアプラザの役割を周知する機会を作り地域の連携を強化します。地域の会合や民生委員児童委員協議会などに参加し、出前講座を開催して地域包括支援センターの役割や介護保険制度等について周知します。北永田、永田みなみ台、南永田山王台の各地区に対して地域の民生委員児童委員協議会とケアマネジャーの交流会を開催します。共通の課題についての話し合いや学習の機会を設け、顔の見える関係づくりを構築します。

在宅医療・介護連携推進事業では、南区在宅医療相談室、居宅介護支援事業所のケアマネジャーと連携し、継続的な医療、介護を受けることで、住民が病気を抱えても自立した生活が継続できるよう相談・支援に努めます。具体的には、相談ニーズに応じて、医療相談室、ケアマネジャーと情報提供や電話対応等により、医療機関と介護事業所の関係者の連携を推進します。

オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

南区役所、南区社会福祉協議会、介護サービス事業所や民生委員等、他職種で協働し、個別ケースの課題分析から地域課題の把握等、包括ネットワークの実現に向けたツールとして活用してきます。また、会議の成果と課題を整理した上で、ケアプラザ内で共有し、地域の実情に合わせた、事業の企画・運営に活かしていきます。

具体的には、日頃の相談業務や地域診断等で浮かび上がってくる地域の課題を地域ケア会議に落とし込み、永田3地区で個別の地域ケア会議を年に1回程度実施していきます。その中からさらに地域の課題やニーズを抽出し、包括版の地域ケア会議に移行していきます。地域ケア会議の情報は、南区役所や南区社会福祉協議会などの関係機関と共有し今後の活動に活かしていきます。

カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成、指定居宅介護支援事業者への業務委託についての選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

大規模法人である強みを活かし、各施設や機関での経験を考慮したうえで、配属する地域特性を見極めながら、適切な人員の確保・育成に取り組みます。業務推進に向け、保健・医療・福祉関係機関など多様な主体との連携を図るほか、地域活動交流及び生活支援コーディネーターが把握している情報を活用し、要支援1・2または事業対象者の方々が住み慣れた地域で自分らしい生活ができるように、自立支援に則った介護予防計画を作成し適切なサービスや社会資源と繋がれるようにしていきます。

居宅介護支援事業者へ業務委託についての選定方法は、中立公正な立場であることを踏まえ、ホームページを活用し、利用者や家族の意向に十分配慮したうえ選定を行います。また、委託に偏りが無いよう委託件数を管理します。居宅介護支援事業所のケアマネジメントが滞りなく行えるように包括支援センター3職種で情報を共有し支援します。また、委託したケアマネジメントが適切に行われるよう随時相談に応じ必要な助言を行っていきます。

キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

『介護予防』に加え、『生きがづくり』『社会貢献』といった目的も含め、事業実施を行ない、介護予防の活動を通じて作った物を地域の福祉施設に寄付する等、参加者の達成感にもつなげていきます。認知症予防や運動へのニーズへの対応、栄養講座では地域住民に興味のあるテーマを選定し、日常生活で気軽に取り入れられる内容とするなど、町内会館での開催も実施していきます。

介護予防教室の開催後は継続した活動の支援を続け、地域に根差した自主活動に向けて移行していきます。運動、口腔機能向上、栄養指導、認知症予防の内容を取り入れ、認知症予防についてはボランティア研修を開催し予防教室の自主化に向けて取り組みます。

自主活動教室へ介護予防の啓発を行い、『基本チェックリスト』の実施や教室運営などで必要に応じた支援をしていきます。

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのように行っていくかを記載してください。

北永田、永田みなみ台、南永田山王台の各地区の特性に応じた地域包括支援ネットワークを構築していくため、地域ケア会議や協議体を開催し、多職種協働を生かした支援に取り組みます。南区役所、南区社会福祉協議会、医療従事者、介護保険事業者、地域住民等と会議を重ねることによって地域課題を検討し解決の方向を地域とともに考えていきます。

定期的にケアマネジャー勉強会を開催し、協力医の疾病理解を中心にケアマネジャーの資質向上に努めております。また、ケアマネジャーと民生委員などの福祉保健活動団体等との交流会も開催し、また、施設のイベント（支えあい祭り）を開催することや地域の祭りに参加することにより、地域資源や活動の再確認を促し、顔の見える関係づくりを支援していきます。

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

地域ケアプラザの居宅介護支援事業として、適切な加算を算定し安定した収益を上げることはもとより、地域包括支援センターに寄せられる困難ケースなども担当し、幅広いケースを受け持つ地域に必要とされる事業を展開します。

居宅介護支援計画（ケアプラン）作成にあたっては、利用者の身体の状況や生活環境を考慮し、介護保険制度の理念でもある自立支援を促します。自立に結びつかない方であっても、その残っている能力を維持するとともに、その人らしい生活の実現を目指します。

高齢者への虐待など、ケアマネジメントをすぐに展開することが難しい事例には、まず地域包括支援センターと協力し、必要に応じた関係機関へと働きかけ、速やかに協働体制構築することで多角的な支援を展開します。

地域包括支援センターが開催するケアマネジャー向けの研修会等や内部・外部の研修会に積極的に参加し、ケアマネジメントの資質向上に努めます。

介護保険制度が改定する時期には、積極的に情報を収集し適正な運用を実施します。事業所として南区事業者連絡会「あったかネット南」に協力するとともに、介護支援専門員の横のつながりを大切にしお互いの研鑽を図ります。

(6) 通所介護等通所系サービス事業

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

通所介護等通所系サービス事業は、地域に必要とされるデイサービスを展開していきます。年間を通して安定した利用者数を確保し、1日の平均利用者数28人を目指します。地域の多くの方に利用していただくため、また利用者や家族のニーズに応えるためにも、土日祝日も含めて毎日運営していきます。

食事は日々の利用を考慮して毎日違うメニューを提供し、季節に合った食材を適時適温で美味しく食べていただくよう提供します。年1回～2回利用者嗜好調査を実施して、メニューに反映していきます。また、毎朝の送迎時に車中で当日のメニューを発表し、嫌いなものや食べられないものを確認しメニューの変更など細かな対応をしていきます。

レクリエーションについては、全員で行う機能訓練の体操（棒体操やリズム体操など）や週替わりのレクリエーションのほか、自分らしさを大切にして利用者が選んで行う趣味の活動（習字、大正琴など）やゲーム（囲碁、将棋、オセロ、麻雀など）も提供します。また、年間を通じて季節の行事（運動会、夏祭り、敬老会など）を実施し、季節を感じてもらうサービスを提供します。

運営においては、ボランティアの皆様とのつながりを重視します。当地域ケアプラザでは地域の皆様に加え、教育機関の皆様と連携した学習活動の一環としてのボランティア活動を受け入れています。地域の皆様や学生の皆様が、楽しみながら安心してボランティア活動に取り組める環境を用意することで、ご利用の皆様と地域の皆様がつながりあえる環境を整備するよう努めます。

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

地域ケアプラザは4事業を展開する中で、指定管理料と必要な専門職を雇用する上での人件費の両立は非常に難しい状況にあります。介護保険事業の運営を適正な水準に維持することで施設全体の維持を図り、地域の皆様への不便を生じさせないように努めます。

まず、地域活動交流、包括支援センター、生活支援体制整備事業においては専門職を配置し、地域のニーズに対応できるよう人員を配置します。また、居宅介護支援においても常勤を3名配置し、適切な加算を算定したうえ滞りない事業展開を実施していきます。通所介護では、通常規模で運営し利用者数を上限まで確保します。また、有資格者（介護福祉士）を十分に配置することで質の高いサービスを提供し、加算を算定することで収支を安定させます。

永田地域ケアプラザは第4期指定管理期間の時点で、開所より22年の経過となり、日常点検に加え建築物及び建築設備の点検を年一回実施し、緊急性により順位付けを行った上で、修繕費なども計画的に執行していきます。施設設備では保守点検を欠かさず、適切に修繕を行うことで利用者サービスに影響がでないよう取り組んでいきます。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

自主事業などの実施にあたり、地域の実情に応じて地域の自主化を含めた企画・運営に当たり、飲食にかかる費用や、資料代、その他実費負担することが望ましいと考えられるようなものについては、参加者に丁寧な説明を行い、理解を得た上で、実費徴収していただきます。これにより、費用面での負担軽減と、参加に対する利用者の意識向上を図ります。

また、運営するにあたっては地域のボランティアや福祉保健団体の協力を仰ぎ、地域資源の開発と、運営費の低予算化という観点を併せ持った取り組みをおこないます。

運営費の割合を大きく占める人件費では、時間外手当の支出を可能な限り抑えられるように、職員の能力に応じ適切な配転をおこない、業務分担の適正化や、法人内外を問わず研修等によるスキルアップを行い、限られた時間の中で円滑に業務遂行できるよう努力します。こうした取り組みを通し、職員の能力や創意工夫を最大限に引き出すことにより、効果的、効率的な事業運営を実施することで、運営費の削減に向けた取り組みに尽力します。事業内では、安易にすべて参加無料の事業展開を行わず、事業の内容や利用者にとって得られる成果物によっては、参加費や材料代、資料代といった利用料金を徴収し、参加に対する利用者の意識向上にも努めていきます。同時に少額ではありますが、そういった利用料収入はその後の運営に活用し、さらなる地域貢献を図ります。

7 前期の指定管理業務の実績（現在の指定管理者のみ記載してください。）

(1) 前期の指定管理業務の実績について

前期の指定管理期間における地域ケアプラザ事業の実績を記載してください。

平成11年の開所より当法人で運営させていただいており、『住み慣れた街でいつまでも健康に安心して暮らしていただく』を理念に地域での活動を展開してきました。地域福祉のネットワーク構築では、福祉保健団体のネットワークを中心とした地域の『顔の見える関係づくり』を実践しました。その中でも継続して行っている『永田支えあい祭り』はこの4月で第17回目の開催となり、多くの福祉保健活動団体などが参加し情報交換や新たな活動へのきっかけ作りの場になっています(新型コロナウイルスの影響のため中止となりました)。

福祉保健活動等に関する情報提供では、ケアプラザの事業や地域の情報を掲載した『永田通信』を定期的に発行するほかホームページでも貸館の空き情報や地域のイベントの情報などを配信し情報提供に努めました。また、地区社会福祉協議会の広報紙では情報提供や編集などに協力しました。

介護予防の実践として、元気づくりステーションを2か所立ち上げ介護予防の推進に取り組みつつ地域の新たな担い手の育成に取り組みました。また、介護予防教室から継続して行われる地域の体操教室への移行を支援しました。

地域活動交流では、今後の高齢化社会を念頭に置いた介護予防の一環として、よこはまシニアボランティアポイント研修会を継続して開催し、いつまでも元気に地域で活躍してもらうためのボランティア推進に取り組みました。また、『ちょこっとボランティア』の活動を支援し、ボランティアの活動の場を提供するなどボランティア支援を実践しました。

地域防災の必要性が高まるなか各地区の防災拠点訓練に参加しているほか、南中学校防災拠点に実行委員として参加し福祉避難所の周知に取り組みました。また、福祉避難所の機能強化として、施設職員の防災訓練の実施や停電時の電力確保として太陽光発電の導入などにも取り組みました。

今後も継続して地域の方との繋がりを大切にします。そして地域へ積極的に足を運び、地域のニーズを把握することで地域に必要とされるケアプラザを目指し、地域福祉の発展に取り組みたいと考えています。

(2) 職員配置状況について

前期の指定管理期間における職員配置の実績を記載してください。

第3期指定管理期間においては、法人理念に掲げる職員幸福、職務環境を追求し、職員の学び努力する姿勢を応援し、職員の自己実現が可能な職務環境を追求してきました。理念を具体化するために、法人全体で取り組む人事考課制度を効果的に実施したことで、各部門に配置すべく専門職を配置し、施設利用者や地域支援に不利益を出さないよう施設運営ができました。しかしながら、過去3年間の常勤職員充足率は、93.6%となりました。包括支援センター加配職員が△365日、生活支援体制整備事業が△61日となり、97.25%を下回りました。昨今強まっている人材不足による採用の難しい状況が影響しております。

現在の情勢を踏まえ当法人では採用活動を強化しているほか、人材育成の一環として、年に1回『横浜社会福祉協会 事例技術発表大会』を開催しております。業務の中で得た経験や福祉保健に係る研究をテーマを施設ごとに発表し、モチベーションの向上や研究で明らかとなった情報を法人全体で共有することで職員育成に繋がっています。

指定管理料提案書及び収支予算書 (横浜市永田地域ケアプラザ)

1 指定管理料提案書

(1) 地域ケアプラザ運営事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※ 1	内訳 (地域ケアプラザ所長 ██████、地域活動交流コー ディネーター等のうち賃金水準スライド対象人件費 ██████)	10,731,020
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳 (地域ケアプラザ所長 ██████、地域活動交流コー ディネーター等 ██████、賃金水準スライド対象外人 件費)	2,729,692
事業費 (税込)	自主事業 (教室、講座) 講師謝金、90,000、保険料・材 料費等 420,000 (参加費収入) △60,000	450,000
事務費 (税込)	消耗品費 300,000、通信費 120,000、備品購入費 80,000、 リース料 100,000、手数料 10,000、研修費 10,000、印 刷製本 10,000、広報費 14,000 租税公課 500,000 (雑収 入△20,000)	1,124,000
管理費 (税込)	・光熱水費 2,954,509 ・施設維持管理費 (各種保守点検費) 1,680,279	4,634,788
指定額	小破修繕費 474,000 円	474,000
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>	0
施設使用料相当額 ※ 2	施設使用料△3,587,500	△3,587,500
合 計		16,556,000

※ 1 : (地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数 (0.125 人工)) + (地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

※ 2 : 指定管理業務に通所系サービス事業が含まれる場合のみ記入して下さい。

(2) 生活支援体制整備事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※3	内訳(生活支援コーディネーターのうち賃金水準スライド対象人件費 [])	[]
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(生活支援コーディネーターのうち賃金水準スライド対象外人件費 [])	[]
事業費 (税込)	自主事業(教室、講座)講師謝金 []、保険料・材料費等 []	[]
事務費 (税込)	消耗品費 []、通信費 []、研修費 []	[]
合 計		5,646,155

※3：生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(3) 地域包括支援センター運営事業費

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※4	内訳(地域ケアプラザ所長 []、地域包括支援センター職員等のうち賃金水準スライド対象人件費 [])	19,813,313
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(地域ケアプラザ所長 []、地域包括支援センター職員等のうち賃金水準スライド対象外人件費 [])	10,005,103
事業費 (税込)	ケアマネジャー支援事業 10,000、社会福祉事業 10,000、介護予防関連事業 10,000	30,000
事務費 (税込)	消耗品費 200,000、通信費 120,000、備品購入費 50,000、リース料 100,000、手数料 10,000、研修費 30,000、印刷製本 10,000、広報費 10,000	530,000
管理費 (税込)	・光熱水費 783,647 ・施設維持管理費(各種保守点検費) 446,656	1,230,303
指定額	協力医謝金 630,000 円、小破修繕費 126,000 円	756,000

利用料金の活用	〈介護保険収入等を充当する場合は記載してください。〉	△2,895,719
合 計		29,469,000

※4：(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.375人工)) + (地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(4) 一般介護予防事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
事業費(税込)	講師謝金 94,000、材料費保険料他 60,000	154,000
合 計		154,000

2 収支予算書

(単位：円)

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
内 訳	横浜市支 払想定額	地域ケアプラザ 運営事業(a)	16,556,000	16,556,000	16,556,000	16,556,000
		生活支援体制 整備事業(b)	5,646,155	5,646,155	5,646,155	5,646,155
		地域包括支援 センター運営 (c)	29,469,000	29,469,000	29,469,000	29,469,000
		一般介護予防 事業(d)	154,000	154,000	154,000	154,000
		合計(a)～(d)	51,825,155	51,825,155	51,825,155	51,825,155
	介護保険 事業収入	介護予防支援事 業・第1号介護 予防支援事業	15,869,000	15,869,000	15,869,000	15,869,000
		居宅介護支援 事業	14,786,000	14,786,000	14,786,000	14,786,000
		通所系サービス 事業	105,738,000	105,738,000	105,738,000	105,738,000
	その他収入		3,587,500	3,587,500	3,587,500	3,587,500
	収入合計(A)		191,805,655	191,805,655	191,805,655	191,805,655
内 訳	人件費	133,716,500	133,716,500	133,716,500	133,716,500	
	事業費	17,514,350	17,514,350	17,514,350	17,514,350	

事務費	21,870,000	21,870,000	21,870,000	21,870,000	21,870,000
管理費	13,857,650	13,857,650	13,857,650	13,857,650	13,857,650
消費税等	1,259,655	1,259,655	1,259,655	1,259,655	1,259,655
その他	3,587,500	3,587,500	3,587,500	3,587,500	3,587,500
支出合計 (B)	191,805,655	191,805,655	191,805,655	191,805,655	191,805,655
収支 (A - B)	0	0	0	0	0

団体の概要

(令和 2年 3月 1日現在)

(ふりがな) 団体名	(しゃかいふくしほうじん よこはましゃかいふくしきょうかい) 社会福祉法人 横浜社会福祉協会			
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。				
(ふりがな) 名称	()			
所在地	〒232-0033 横浜市南区中村町5丁目315			
設立年月日	昭和53年1月27日			
沿革	<p>昭和53年 1月 社会福祉法人設立認可 救護施設「横浜市天神寮」(定員18人)、特別養護老人ホーム「横浜市天神ホーム」(定員50人、短期入所6人)を財団より移管</p> <p>昭和56年 4月 身体障害者療護施設「千曲園」開設(定員50人)</p> <p>平成 元年 4月 身体障害者療護施設「霧ヶ峰療護園」開設(定員50人)</p> <p>精神障害者通所授産施設「鶴見ワークトレーニングハウス」開設(定員20人)</p> <p>平成 3年 4月 身体障害者療護施設「佐久療護園」開設(定員80人)</p> <p>平成 4年 5月 特別養護老人ホーム「新山下ホーム」(定員50人、短期入所20人)、老人デイケアセンター「横浜市新山下地域ケアプラザ」受託</p> <p>平成 8年 7月 老人デイケアセンター「横浜市不老町地域ケアプラザ」受託</p> <p>平成11年11月 老人デイケアセンター「横浜市永田地域ケアプラザ」受託</p> <p>平成12年 4月 特別養護老人ホーム「南太田ホーム」(定員60人、短期入所40人)開設</p> <p>平成12年11月 特別養護老人ホーム「本牧ホーム」(定員60人、短期入所40人)開設</p> <p>平成18年 4月 救護施設「横浜市天神寮」を廃止し、「清明の郷」(定員190人)開設</p> <p>平成24年 4月 障害者支援施設千曲園全面改修工事完了 障害者就労支援型施設鶴見ワークトレーニングハウス新築工事完了</p> <p>平成28年 4月 特別養護老人ホーム「梅ノ木ホーム」(定員100人、短期20人)開設</p> <p>平成30年11月 障害者支援施設霧ヶ峰療護園は諏訪市渋崎地区に移転し名称を「すわ湖のほとり」と改称</p> <p>令和 1年10月 居宅介護支援事業所「しえんて開内」開設</p>			
事業内容等	<p>[第1種社会福祉事業] 救護施設の経営・特別養護老人ホームの経営・指定障害者支援施設の経営</p> <p>[第2種社会福祉事業] 精神障害者授産施設の経営・老人デイサービス事業の経営・老人短期入所事業の経営・障害者福祉サービス事業の経営・老人デイサービスセンター事業の経営、老人介護支援センター事業の経営</p> <p>[公益事業] 地域包括支援センターの経営、居宅介護支援事業の経営、高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業の経営</p> <p>[収益事業] なし</p>			
財務状況	年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	総収入	4,138,573 千円	4,327,880 千円	4,418,013 千円
	総支出	4,018,587 千円	4,186,904 千円	4,345,084 千円
	当期収支差額	119,986 千円	140,976 千円	72,929 千円
	次期繰越収支差額	3,796,377 千円	4,256,398 千円	4,353,422 千円
連絡担当者	[Redacted Name]			
特記事項				